平成２５年（再イ）第６号
京都市伏見区日野谷寺町32番地の44
再生債務者　橋本　雄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第１２号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目１番地９　シティホームズ深谷壱番館205号
再生債務者　多加谷　深
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再イ）第１５号
埼玉県児玉郡神川町大字新里2006番地
再生債務者　巻川　　覚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再イ）第１０号
静岡県三島市東町４番15号
再生債務者　渡邉　健治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（再イ）第５号
香川県高松市木太町3815番地
再生債務者　佐藤　　博（旧姓鈴木）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第３９号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目７番１―414号
再生債務者　吉田　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第７号
滋賀県長浜市室町416番地12
再生債務者　大橋　未菜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０９号
札幌市豊平区美園８条２丁目７番５―202号
再生債務者　大西　久紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月４日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１５号
岐阜県大垣市笠縫町135―１　スカイコーポ203号
再生債務者　丹野　俊幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成15年６月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月３日
仙台地方裁判所第４民事部

平成１８年（再イ）第２号
島根県出雲市知井宮町1289番地１市営真幸ケ丘住宅１―19、認可決定時の住所島根県出雲市湖陵町大池1907番地29
再生債務者　松井久美子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年12月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月４日
松江地方裁判所出雲支部民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３２号
埼玉県本庄市本庄３丁目４番35号
再生債務者　鎌田　裕士
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号
名古屋市名東区高針５丁目321番地
再生債務者　半左佐治子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月１日から平成25年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第３号
川崎市宮前区野川2846番地１　メゾン飛鳥101
再生債務者　飯沼　　俊
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月15日から平成25年10月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第６号
神戸市垂水区千鳥が丘１丁目11番34―102号、従前の住所神戸市中央区海岸通４丁目２番７―405号
再生債務者　粟飯原正尚
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月24日まで
平成25年９月３日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第６号
埼玉県川口市中青木３丁目１番16―308号　グリーンコーポ川口
再生債務者　柴崎　吉子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月25日まで
平成25年９月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１号
島根県出雲市武志町228番地
再生債務者　小村　英二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年９月25日まで
平成25年９月４日
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２５年（再ロ）第２号
山梨県甲府市向町486番地　東６号梶原住宅
再生債務者　初鹿　　恵
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月２日まで
平成25年９月４日
甲府地方裁判所民事部破産係